

松江市・東出雲町合併任意協議会規約

(協議会の設置)

第1条 松江市及び東出雲町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づく合併協議会(以下「法定協議会」という。)の設置に関する基本的事項等について協議するため、松江市・東出雲町合併任意協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に向けた課題の調整
- (2) 法定協議会設置の準備に必要な事項の協議
- (3) 両市町の住民への協議経過等の情報の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか合併に関する協議

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、松江市末次町86番地(松江市役所内)に置く。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、松江市長をもって充てる。

2 副会長は、東出雲町長及び両市町の議会の議長をもって充てる。

(委員)

第6条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長
- (2) 両市町の副市町長各1名
- (3) 両市町の議会の議長及び議会の選出議員各2名
- (4) 両市町の長が定めた住民代表者各6名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長が予め委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 9 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議事及びその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 10 条 会長は、必要に応じて両市町の職員を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議をさせるため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、必要に応じ、会長が別に定める。

(専門部会)

第 12 条 第 2 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第 15 条 協議会の出納の監査は、委員のうちから会長が指名する者(以下「監査委員」という。)
2 人が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第 17 条 協議会は、委員に報酬を支給しなければならない。ただし、地方公共団体の常勤の職員又は議会の議員である者については、報酬を支給しない。

2 前項に定める報酬の額及び支給方法については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。